

古川橋駅周辺地区まちなか再生推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、「古川橋駅周辺地区まちなか再生推進協議会」(以下「本協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、別図に定める京阪古川橋駅周辺地区(以下「本地区」という。)において、土地区画整理事業等で整備された広場・道路等の利活用やまちづくりを契機とした賑わいと交流の創出に向けて、多くの関係者や新たな担い手が参画し、官民協働で取り組みを行うエリアプラットフォームとして活動することにより、本地区の価値向上につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 官民協働による未来ビジョンの策定及び改定
- (2) 未来ビジョンの実現に向けた調査、検討及び事業等の実施
- (3) 会員相互の交流や情報交換
- (4) その他、本協議会の目的を達成するために必要な活動

(組織構成)

第4条 本協議会は、別表記載の公共団体、民間事業者及び市民団体等を会員として組織する。

- 2 前項に定める会員のほか、第2条に掲げる目的に賛同する公共団体、民間事業者及び市民団体等を本協議会に諮り加えることができるものとする。

(役 員)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 1名
- 2 前項第1号に掲げる会長は、門真市幸福町・垣内町・中町まちづくり協議会会長の職にある者とし、前項第2号に掲げる副会長は、門真市まちづくり部長の職にある者とする。
 - 3 会長は、本協議会を代表し、その運営を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 5 監事は、会長及び副会長以外の会員から会長が指名する。

(任 期)

第6条 役員の任期は、本協議会の設置の日から2年とし、再任を妨げない。

2 役員の任期が満了となった場合において、役員から特段の申出がない場合は、その任期は自動的に延長されるものとする。

(会 議)

第7条 本協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 本協議会の会議は、会員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 本協議会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、緊急を要する事項または軽微な事項については、専決することができる。ただし、専決した事項については、次の会議において報告し、承認を得なければならない。

5 会議においては、必要があると認めるとときは、専門家等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員)

第8条 本協議会に専門委員を置くことができる。

2 前項に掲げる専門委員は、まちづくり活動について優れた実績を有する者、又は有識者及び学識経験者とし、会長が委嘱する。

3 第1項に掲げる専門委員は、本協議会の活動内容について、助言、協力する。

(経 費)

第9条 本協議会の活動に必要な経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 補助金・助成金
- (2) 寄付金・協賛金
- (3) その他の収入

(事務局)

第10条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、門真市幸福町・垣内町・中町まちづくり協議会の事務局とする。

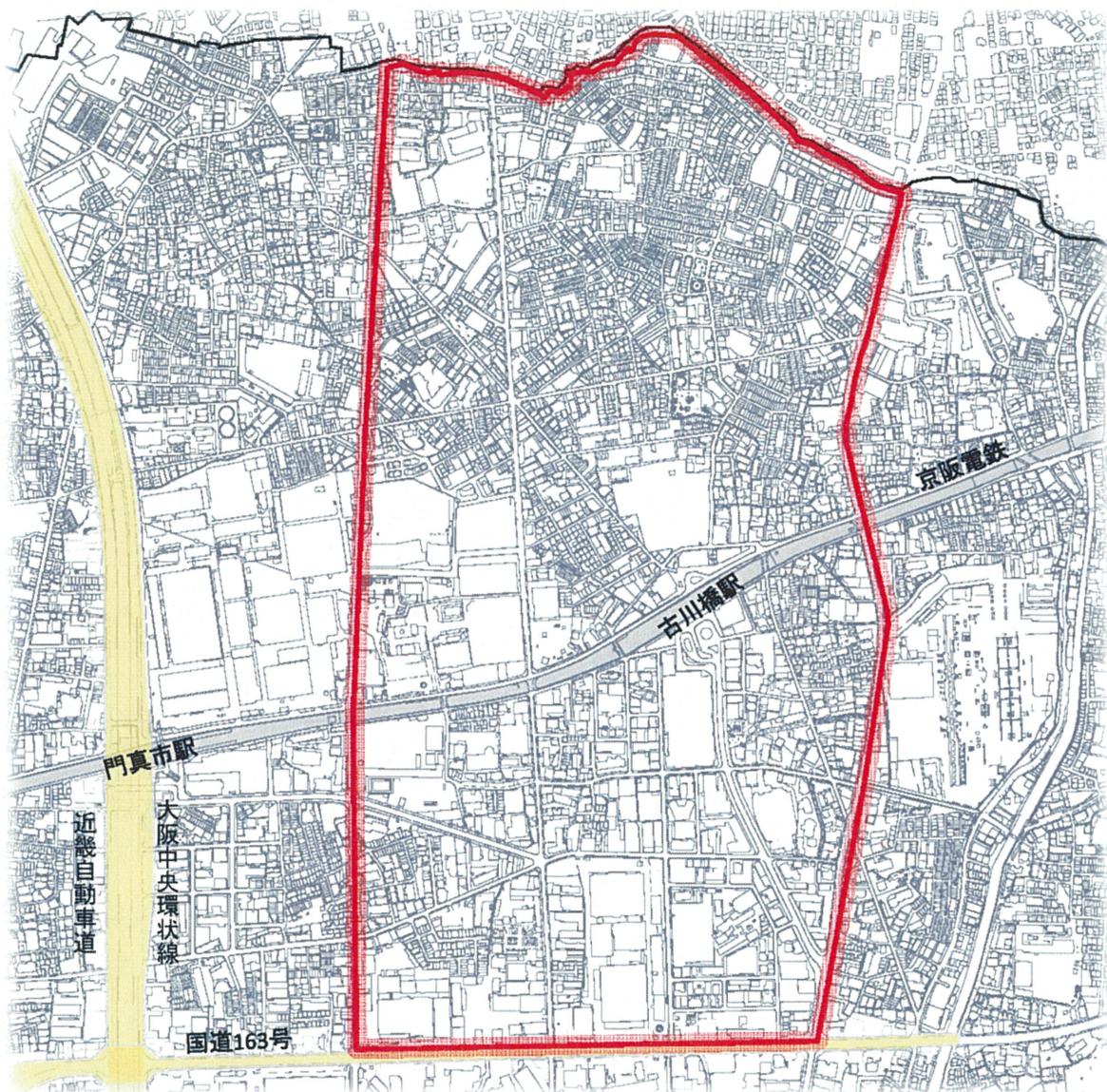
(雑 則)

第11条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は令和5年3月30日から施行する。

別図（第2条関係）



別表（第4条関係）

古川橋駅周辺地区まちなか再生推進協議会

会員名簿

令和5年3月30日

会員
門真市幸福町・垣内町・中町まちづくり協議会
門真市
古川橋南北地域活性化協議会
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
ミサワホーム株式会社